

徳島県告示第三百十六号

徳島県漁業調整規則（昭和四十年徳島県規則第五号）第八条第二項の規定に基づき、許可の申請期間を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

漁業の名称	許可の申請期間
瀬戸内海機船船びき網漁業	令和二年六月一日から同月九日まで
中型まき網漁業	同